

平成30年11月

天理市立南中学校の運動部に係る活動方針

天理市立南中学校

1 天理市立南中学校運動部活動の在り方に関する方針の策定

南中学校では、スポーツ庁策定「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、
「奈良県運動部活動の在り方に関する方針」、「天理市運動部活動の在り方に関する方針」
を踏まえ、本校生徒の健やかな成長や教員の負担軽減を図り、運動部活動が、より一層
有意義な活動となるため「天理市立南中学校の運動部に係る活動方針」を策定する。

2 適切な運営のための体制整備

- 運動部顧問は、年間の活動計画並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- 校長は、本活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

3 指導・運営に係る体制の構築

- 指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。
- 少人数部活動に対して合同部活動等の取組を推進する。
- 生徒や運動部顧問の負担が過度とまらないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

4 適切な練習時間・休養日等の設定

- 練習時間
 - ・平日は2時間程度（ただし、最終下校時刻により短くなる場合がある）。
 - ・土曜、休日、長期休業日は3時間程度。
- 休養日
 - ・学期中は、原則、週当たり2日以上 of 休養日を設ける。
（平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会等に参加した場合は、他の日に振り替える。）
 - ・長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動ができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

5 安全管理・体罰等の根絶

- ・活動の前後だけでなく、活動中も生徒の様子を観察し、健康状態の把握に努める。また、生徒一人一人の体力・運動能力に応じた指導を心がける。
- ・定期的に施設・設備等の安全点検を実施し、破損等があれば使用中止、補修などの措置を速やかにとる。また、生徒に対して使用方法等についての指導を徹底し、安全に活動できるようにする。
- ・高温下での活動や急激な天候変化については、事故防止のため中止する場合がある。
- ・「体罰・不適切な行為は重大な人権侵害であり、絶対に許されない行為である。」という認識の下、学校全体で体罰等の根絶に向けた取組を推進する。

6 その他

文化部の活動については、当面、本活動方針に準じた取扱いとする。